

銚田・大洗広域事務組合廃棄物減量等推進審議会条例

制定 令和8年3月16日条例第1号

(設置)

第1条 銚田・大洗広域事務組合（以下「組合」という。）が取り扱う一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関する事項
- (2) 一般廃棄物の処理全般に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

2 臨時委員は、特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたとき

は、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可
否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条第1項の規定を準
用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議
会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席さ
せて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、組合職員のうちから、管理者が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定
める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(銚田・大洗広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正)
- 2 銚田・大洗広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例(令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第17号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

銚田・大洗広域事務組合廃棄物 減量等推進審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円 その他の者 日額 5,000 円	銚田市副市長
------------------------------	---------------------------------------	--------